

千葉県貨物運送事業者 物価高騰対策支援金 - 申請要領 -

<受付期間>

令和4年12月22日（木）～令和5年2月17日（金）まで

<専用ポータルサイト>

(URL) <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

【電 話】0120-974-255

【受付時間】午前10時から午後7時まで

[土・日・祝日及び年末年始（令和4年12月29日から令和5年1月3日まで）を除く]

※12月24日（土）、12月25日（日）は受付します。

目 次

I	支援金の概要	
1	趣 旨	1
2	給付額	1
II	給付要件	1
1	対象事業者	1
2	対象車両	2
III	申請手続き	
1	問い合わせ先	4
2	申請書の提出	4
3	給付の決定等	14
IV	その他留意事項	14
V	Q & A	15
	(別紙) 暴力団排除に関する規定 (II 給付要件 (7) 関係)	17

I 支援金の概要

1 趣旨

地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、物価高騰等の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対して支援金を給付します。

2 給付額

IIの給付要件を満たす貨物自動車運送事業者の事業用自動車の台数に応じて給付します。

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり2万3千円 |
| (2) 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり2万3千円 |
| (3) 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり8千円 |

II 給付要件

1 対象事業者

下記の7つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人」又は「常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人」であること。(※)
- (2) 令和4年10月1日時点で、「一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業の許可又は認可を受けている」又は「貨物軽自動車運送事業の届出を行っている」貨物自動車運送事業者であること。
- (3) 申請日時点で、貨物自動車運送事業を継続していること。
- (4) 申請日以降も引き続き、貨物自動車運送事業を継続する意思を有していること。
- (5) 千葉県内に貨物自動車運送事業のための営業所を有していること。
- (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (7) 「暴力団排除に関する規定」(p17参照)を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

※ 法人税法別表第一に規定する公共法人は給付対象外です。

2 対象車両

下記の3つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 令和4年10月1日時点で「所有」、又は、「リース契約に基づき借用」、若しくは、「割賦契約に基づき使用」していること。
- (2) 千葉県内の営業所に配置された自ら走行する貨物自動車運送事業のための事業用自動車であること。(※)
- (3) 次の㉞～㉠に掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - ㉞：自動車検査証に記載された有効期間の満了する日が令和4年10月1日以降である自動車であり、かつ、「自動車登録番号又は車両番号(ナンバー)」に、千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏と表示する自動車
 - ㉠：令和4年10月1日までに、軽自動車届出済証の交付を受けた検査対象外軽自動車であり、かつ、「車両番号(ナンバー)」に、千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏と表示する検査対象外軽自動車

※ トレーラー等、被けん引車は対象外です。

Ⅲ 申請手続き

1 問い合わせ先

本支援金の申請に係るご質問に対応するため、次のコールセンターを開設しています。

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

【電 話】 0 1 2 0 - 9 7 4 - 2 5 5

【受付時間】 午前 1 0 時から午後 7 時まで

【土・日・祝日及び年末年始（令和4年12月29日から令和5年1月3日まで）を除く】

※12月24日（土）、12月25日（日）は受付いたします。

2 申請書の提出

（1）申請受付期間

令和4年12月22日（木）から令和5年2月17日（金）まで

（2）申請受付方法

以下のとおりオンライン及び郵送での申請受付を予定しています。

（※別途、説明会会場での申請受付を予定しています。）

① オンライン提出の場合

12月22日（木）を目途に本支援金のポータルサイトから提出できるようになります。

【URL】 <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>

② 郵送の場合

12月22日（木）から受付を開始します。

※提出の際には、簡易書留、レターパックなど郵便物を追跡できる方法での提出をおすすめします。 普通郵便等で郵送した場合の事故についての責任は負えません。

提出先：〒264-8799

日本郵便株式会社 若葉郵便局留

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等から、申請書類の持参はお控えください。

（3）申請書類の入手方法

下記のポータルサイトから入手することができます。

（URL） <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>

(4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。提出前によく御確認ください。

	申請書類一覧	チェック
①	千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金 申請書 (p 7 参照) ○ 所定の様式で提出してください。 ○ オンライン申請の場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
②	貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、届出書の写し (p 8 参照) ○ オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み送信してください。	<input type="checkbox"/>
③	給付対象車両一覧 (p 9 参照) ○ 所定の様式で提出してください。 ○ オンライン申請の場合、専用の書式データを入力して、添付してください。なお、書式データは、専用ポータルサイトからダウンロードできます。	<input type="checkbox"/>
④	【検査対象外軽自動車以外の場合】 (p 10 参照) 給付対象車両全てに係る「自動車検査証」の写し 【検査対象外軽自動車の場合】 給付対象車両全てに係る「軽自動車届出済証」の写し ○ オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み送信してください。	<input type="checkbox"/>
⑤	誓約書 (p 11 参照) ○ 所定の様式で提出してください。 ○ 誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄については、「 記名及び押印 」をお願いします。 ※ただし、「代表者又は個人事業主本人の自署に加えて、 <u>運転免許証(両面)の写し</u> の提出」を行う場合には、押印省略を可能とします。 ○ オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。なお、後日原本の提出をお願いすることがありますので、原本を5年間保存してください。	<input type="checkbox"/>
⑥	役員等名簿 (p 12 参照) ○ 所定の様式で提出してください。 ○ 個人事業主の場合は、事業者本人を記載してください。 ○ オンライン申請の場合、専用の書式データを入力して、添付してください。なお、書式データは、専用ポータルサイトからダウンロードできます。	<input type="checkbox"/>
⑦	【個人事業主の場合】 運転免許証(両面)の写し (p 13 参照) ○ オンライン申請の場合は、スキャナ又は写真で取り込み送信してください。	<input type="checkbox"/>
⑧	振込先口座を確認できる書類(通帳の写し) (p 13 参照)	<input type="checkbox"/>

提出書類に不備がある場合だけでなく、判別が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）な場合等には、再提出等をお願いすることになります。この場合、給付までに相当な時間を要することになりますので、確認を十分に行ったうえで申請してください。

① 千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金 申請書

記載例

※下記は郵送申請する場合の申請書の記載例です。オンライン申請の場合は、添付不要です。
 ※オンライン申請では、下記の項目を申請フォームに入力いただきます。

様式第1号（第6条）

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金 申請書

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金給付要綱第3条の給付対象事業者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の給付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和 5 年 1 月 10 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請事業者

〒△△△-△△△△

所在地 千葉県千葉市××町1-1

名称 ■■運送株式会社

代表者 ●● ●●

記

個人事業主の方は「0円」と記載してください。

1 申請者の情報

申請事業者名 (法人名又は個人 事業主名)	フリガナ	カチカチ株式会社													
	名称	■■運送株式会社													
中小貨物運送事業者であることの確認	資本金の額 (又は出資の総額) ※1	万円	常時使用する従業員数									人			
		法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
申請者の種別 選択	法人	電話番号	043-223-×××××												
		法人所在地 ※2	千葉県千葉市××町1-1												
	個人事業主	住所 ※3										生年 月日			
		電話番号													
担当者	担当者名 ※4	所属	総務部総務課				フリガナ	氏名	千葉 ◆◆						
	担当者連絡先	電話	043-223-●●●●●				メールアドレス	chiba○○@○○.jp							

- ※1 個人事業主は記載不要です。
- ※2 法人の本店所在地（本社の住所）を記入してください。
- ※3 運転免許証記載の住所を記入してください。
- ※4 申請に関する確認等で御対応いただく御担当者様のお名前を記入してください。

代表者・個人事業主本人の他に従業員がいない場合は、「0」と記載してください。

2 給付対象事業者に関する確認

該当する項目に必ず✓をしてください。

- 令和4年10月1日時点において、貨物自動車運送事業を営んでいる。
- ①～③のうち、どれか一つ以上に該当する。
- ①関東運輸局千葉運輸支局において、一般貨物自動車運送事業に必要な許可、もしくは認可を受けている。
- ②関東運輸局千葉運輸支局において、特定貨物自動車運送事業に必要な許可、もしくは認可を受けている。
- ③関東運輸局千葉運輸支局に貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行っている。
- 申請日時点において、貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き事業を継続する意思を有する。
- 千葉県内に営業所を有している。
- ⑦⑧の両方、もしくは、どちらかに該当する。
 - ⑦：「資本金の額」又は「出資の総額」が3億円以下の法人
 - ⑧：常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
- 法人税法別表第一に規定する公共法人ではない。
- 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。

3 給付対象車両に関する確認

該当する項目に必ず✓をしてください。

給付対象車両一覧に記載の自動車は、

- 自ら走行する自動車である。（被牽引車ではない。）
- 令和4年10月1日時点で、千葉県内の営業所に配置された貨物自動車運送事業のための事業用自動車である。
- 千葉県内のナンバー（自動車登録番号、または車両番号）の自動車である。
- ①②のどちらかに該当する自動車である。
 - ①：自動車検査証に記載された有効期間の満了する日が令和4年10月1日以降
 - ②：令和4年10月1日までに軽自動車届出済証の交付を受けている
- 令和4年10月1日時点で、給付対象事業者が所有、またはリース、割賦契約等に基づき使用している。

4 支援金の申請額

事業の種別	1台あたりの 給付額（円）⑦	給付対象車両の 台数⑧	申請額 ⑨=（⑦×⑧）	
一般貨物自動車 運送事業	23,000	10	230,000	円
特定貨物自動車 運送事業	23,000	0	0	円
貨物軽自動車 運送事業	8,000	0	0	円
合計			230,000	円

5 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。）

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	0	1	2	3	(4桁)			
本・支店名	△△支店	支店コード	4	5	6	(3桁)				
預金種別	①：普通 ②：当座 (いづれかを○で囲んでください)	口座番号（※1）	7	8	9	0	1	2	3	(7桁)
口座名義人 （※2）	(通帳見開き) カタカナで記載									円

※1 口座番号が6桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は、当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

※添付書類

- 貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、届出書の写し
- 「給付対象車両一覧（自動車検査証用）」、又は、「給付対象車両一覧（軽自動車届出済証用）」
- 給付対象車両全てに係る「自動車検査証」、又は、「軽自動車届出済証」の写し
- 誓約書
- 役員等名簿
- 【個人事業主の場合】運転免許証の写し
- 通帳の写し

② 貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、届出書の写し

貨物自動車運送事業に係る許可書、認可書、又は、届出書の写しを提出してください。

「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」について複数の事業を行っている場合には、それぞれ提出してください。

③ 給付対象車両一覧（自動車検査証用）

記載例

第2号様式(第4条関係)

給付対象車両一覧(自動車検査証用)

事業者名:

一覧に記載のすべての車両について、自動車検査証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

✓	自動車検査証の項目	要件
	自動車登録番号 又は 車両番号	千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏のいずれかである。
	登録年月日/交付年月日	令和4年10月1日以前である。
	自動車の種別	普通・小型(二輪以外)・大型特殊・軽自動車のいずれかである。
	用途	貨物又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状/備考	貨物輸送を目的としたものであり、かつ、被牽引車ではない。
	最大積載量	(自動車の種別が、大型特殊、軽自動車の場合) 最大積載量が明示されている。
	所有者・使用者の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和4年10月1日以降である。

No.	自動車登録番号 又は 車両番号				車台番号	自動車の種別	
						一般/特定貨物自動車	貨物軽自動車
例	千葉	100	あ	1111	ABC123-4567890	普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
1						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
2						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
3						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
4						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
5						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
6						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
7						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
8						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
9						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
10						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
11						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
12						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
13						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
14						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
15						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
16						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
17						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
18						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
19						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)
20						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	✓ 軽自動車・小型(二輪のみ)

③ 給付対象車両一覧（軽自動車届出済証用）

第3号様式(第4条関係)

給付対象車両一覧(軽自動車届出済証用)

事業者名:

一覧に記載のすべての車両について、自動車検査証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

✓	自動車検査証の項目	要件
	車両番号	千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏のいずれかである。
	届出年月日/交付年月日	令和4年10月1日以前である。
	用途	貨物又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状/備考	貨物輸送を目的としたものであり、かつ、被牽引車ではない。
	最大積載量	最大積載量が明示されている。
	所有者・使用者の氏名又は名称	申請者と同一である。

No.	車両番号				車台番号
	千葉	100	あ	1111	
例	千葉	100	あ	1111	ABC123-4567890
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

④ 自動車検査証の写し、軽自動車届出済証の写し

申請対象車両の全てについて「自動車検査証」又は「軽自動車届出済証」を提出してください。

誓 約 書

私は、千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・ 給付要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・ 千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の給付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金給付要綱第3条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・ 千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・ 国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の給付要件の該当性等を審査するために必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。
- ・ 本支援金の申請に係る書類及び関係する帳簿並びに全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。

以上

令和5年1月20日

千葉県知事 様

所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

名称 有限会社 千葉商事

代表者名 代表取締役社長 千葉 太郎



※オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。

⑥ 役員等名簿

記載例

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日		性別(M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年月日			
1	カブシキカヤチヤカ	株式会社千葉	カキ タカ	千葉 太郎	S 40	1 16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキカヤチヤカ	株式会社千葉	イハラ ハコ	市原 花子	S 51	10 5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキカヤチヤカ	株式会社千葉	イシノ カズオ	石野 一男	H 1	8 27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキカヤチヤカ	株式会社千葉	ヤシロ シロウ	八千代 二郎	T 14	5 1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

令和5年7月7日

住所(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

千葉県中央区市場町1-1

氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

株式会社千葉 代表取締役社長 千葉一郎

この枠内に住所と氏名を記入してください。

役員等名簿には、給付を受けようとする事業を行う者が

・個人である場合は本人を記載すること

・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請に関する権限又は執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することが出来る。

⑦【個人事業主の場合】運転免許証の写し

運転免許証（両面）の写しを顔写真や文字等がはっきりと判別できる形で、提出してください。

※申請を行う月において有効なものであり、かつ、記載された住所が申請書住所と同一のものに限ります。



⑧ 振込先口座を確認できる書類

口座の通帳の写し（通帳の表面）

（法人の場合）法人名義

（個人事業主の場合）本人名義

（通帳の表面だけでは、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の全ての確認ができない場合） 通帳を開いた1・2ページ目の写し

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。（不鮮明な場合等は振込ができず、支援金の支払ができません。）

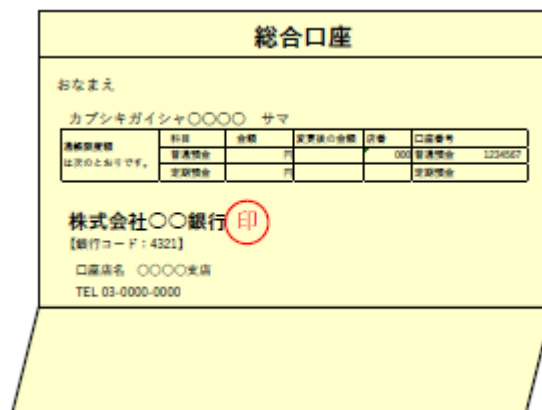
※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



+

電子通帳 画面コピー

口座番号 20 年 月 日

株式会社〇〇〇〇 様

お取引店				
店番号	XXXX	支店名	XXXXXX	
預金種別	決済用残高普通(経商)		口座番号	XXXXXXXX

Web通帳

口座のご名義は、カタカナにて表示しております。

3 給付の決定等

- ・申請受理後、内容を審査の上、支給要件を満たしていると認められたときは支援金を給付します。
 - ・申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨を決定したときは、後日、通知いたします。
- なお、給付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

IV その他留意事項

- (1) 本支援金の給付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、千葉県に支援金を返金するとともに、加算金を支払うこととなりますので御承知おきください。
- (2) 支援金の申請を取り下げの場合には、給付決定通知を受けた日から10日以内に、「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金申請取下書」を提出してください。
- (3) 県は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (4) 給付対象者は、本支援金の申請にかかる帳簿及び全ての証拠書類を、給付事業の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

V Q & A

Q 1 : 支援金をいくらもらえますか。

A 1 : 貨物運送事業のために所有している車両の台数や、リース、割賦販売により使用している車両によって異なります。一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業の車両は1台当たり23,000円を支援し、貨物軽自動車運送事業の車両は、1台当たり8,000円を支援します。

Q 2 : 申請受付期間終了前に支援が打ち切られることはありますか。

A 2 : 統計データをもとに十分な予算を確保していますので、申請受付期間終了まで支援を行います。先着順ではありません。

Q 3 : 1社ごとに、支援額に上限はありますか。

A 3 : 給付対象車両の台数に応じて支援します。上限はありません。

Q 4 : 本社は千葉県外だが、営業所が千葉県内にある場合、支援の対象になりますか。

A 4 : 本社が千葉県内になくても、営業所が千葉県内であれば対象になります。なお、対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

Q 5 : 千葉県内の営業所にある他都道府県ナンバーの車両は対象になりますか。

A 5 : 対象になりません。対象車両は県内ナンバーの車両に限ります。

Q 6 : 二輪自動車は支援金の対象になりますか。

A 6 : 貨物軽自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、支援金の対象になります。1台につき8,000円を支援します。

Q 7 : リース車は支援対象になりますか。

A 7 : 「自動車検査証」もしくは「軽自動車届出済証」の「所有者」か「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象になります。

Q 8 : 割賦により所有権留保されている車も支援対象になりますか。

A 8 : 「自動車検査証」もしくは「軽自動車届出済証」の「所有者」か「使用者」欄に申請者が記載されていれば対象になります。

Q 9 : 他の自治体から支援金を受けていても、千葉県からの支援を受けられますか。

A 9 : 市町村等から支援を受けた貨物運送事業者の車両であっても、千葉県から支援金を受けとることは可能です。ただし、市町村等で制限を設けている場合も考えられますので、市町村等に御確認ください。

Q 1 0 : 支援金は申請後、どのくらいで支払われますか。

A 1 0 : 申請書類に不備がなければ、申請から 1 か月以内の支払を想定しています。申請が集中した場合には、さらに期間をいただくこともあります。

Q 1 1 : 県内に複数事業所があるが、事業所ごとに申請してもよいですか。

A 1 1 : 本社またはいずれかの事業所が取りまとめの上、申請してください。

Q 1 2 : 当社は、一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいるが、申請はまとめて行ってもよいですか。

A 1 2 : 申請はまとめて行うこともできます。まとめて行っていただくと申請に係る負担も軽減されます。

Q 1 3 : 許可書等を紛失してしまったが、支援金をもらうにはどうすればよいですか。

A 1 3 : 運輸支局で「事業内容に係る証明書類」の交付を受けた後、御提出ください。

Q 1 4 : 役員等名簿に記載する役員には社外役員も含まれますか。

A 1 4 : 社外役員も含まれます。

Q 1 5 : 役員等名簿に記載する住所は役員個人の住所ですか。

A 1 5 : 会社ではなく個人の住所を記入してください。

暴力団排除に関する規定（Ⅱ 給付要件（7） 関係）

（別紙）

給付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))）が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。

※様式以外の提出書類は、書類の散逸を防ぐため、
「全てA4サイズにする」か「A4用紙に貼付」
して御提出ください。

以下のページは、「提出書類様式」です。
取り外して御活用ください。

各提出書類様式は、専用ポータルサイトからも
ダウンロードできます。

判別（郵送の際封筒に貼付けてご使用ください）

〒264-8799

日本郵便株式会社 若葉郵便局留

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金

事務局 御中

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金 申請書

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金給付要綱第3条の給付対象事業者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の給付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和 年 月 日
千葉県知事 熊谷 俊人 様

申請事業者 〒
所在地
名称
代表者

記

1 申請者の情報

申請事業者名 (法人名又は個人 事業主名)	フリガナ						
	名称						
中小貨物運送事業者であることの確認	資本金の額 (又は出資の総額) ※1	万円	常時使用する 従業員数				人
申請者の種別 <small>選択</small>	法人	法人番号					
		電話番号					
	法人所在地 ※2						
	個人事業主	住所 ※3				生年 月日	
		電話番号					
担当者	担当者名 ※4	所属			フリガナ		
	担当者連絡先	電話			氏名		
				メールアドレス			

- ※1 個人事業主は記載不要です。
- ※2 法人の本店所在地（本社の住所）を記入してください。
- ※3 運転免許証記載の住所を記入してください。
- ※4 申請に関する確認等で御対応いただく御担当者様のお名前を記入してください。

2 給付対象事業者に関する確認

- 該当する項目に必ず✓をしてください。
- 令和4年10月1日時点において、貨物自動車運送事業を営んでいる。
 - ㉠～㉣のうち、どれか一つ以上に該当する。
 - ㉠関東運輸局千葉運輸支局において、一般貨物自動車運送事業に必要な許可、もしくは認可を受けている。
 - ㉡関東運輸局千葉運輸支局において、特定貨物自動車運送事業に必要な許可、もしくは認可を受けている。
 - ㉢関東運輸局千葉運輸支局に貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行っている。
 - 申請日時点において、貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き事業を継続する意思を有する。
 - 千葉県内に営業所を有している。
 - ㉦㉧の両方、もしくは、どちらかに該当する。
 - ㉦：「資本金の額」又は「出資の総額」が3億円以下の法人
 - ㉧：常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人
 - 法人税法別表第一に規定する公共法人ではない。
 - 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。

3 給付対象車両に関する確認

該当する項目に必ず✓をしてください。

給付対象車両一覧に記載の自動車は、

- 自ら走行する自動車である。(被牽引車ではない。)
- 令和4年10月1日時点で、千葉県内の営業所に配置された貨物自動車運送事業のための事業用自動車である。
- 千葉県内のナンバー(自動車登録番号、または車両番号)の自動車である。
- Ⓐ** **Ⓑ**のどちらかに該当する自動車である。
 - Ⓐ: 自動車検査証に記載された有効期間の満了する日が令和4年10月1日以降
 - Ⓑ: 令和4年10月1日までに軽自動車届出済証の交付を受けている
- 令和4年10月1日時点で、給付対象事業者が所有、またはリース、割賦契約等に基づき使用している。

4 支援金の申請額

事業の種別	1台あたりの 給付額(円) ⑦	給付対象車両の 台数 ⑧	申請額 ⑨ = (⑦ × ⑧)	
一般貨物自動車 運送事業	23,000			円
特定貨物自動車 運送事業	23,000			円
貨物軽自動車 運送事業	8,000			円
合計				円

5 振込先情報(当該通帳の写しを添付してください。)

金融機関名		金融機関コード		(4桁)
本・支店名		支店コード		(3桁)
預金種別	1:普通 2:当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号(※1)		(7桁)
口座名義人 (※2)	(通帳見開き) カタカナで記載			サマ

※1 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、原則として、申請者が法人の場合は、当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

※添付書類

- 貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、届出書の写し
- 「給付対象車両一覧(自動車検査証用)」、又は、「給付対象車両一覧(軽自動車届出済証用)」
- 給付対象車両全てに係る「自動車検査証」、又は、「軽自動車届出済証」の写し
- 誓約書
- 役員等名簿
- 【個人事業主の場合】運転免許証の写し
- 通帳の写し

給付対象車両一覧(自動車検査証用)

事業者名:

一覧に記載のすべての車両について、自動車検査証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

✓	自動車検査証の項目	要件
	自動車登録番号 又は 車両番号	千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏のいずれかである。
	登録年月日/交付年月日	令和4年10月1日以前である。
	自動車の種別	普通・小型・大型特殊・軽自動車のいずれかである。
	用途	貨物又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状/備考	貨物輸送を目的としたものであり、かつ、被牽引車ではない。
	最大積載量	(自動車の種別が、大型特殊、軽自動車の場合)最大積載量が明示されている。
	所有者・使用者の 氏名又は名称	申請者と同一である。
	有効期間の満了する日	令和4年10月1日以降である。

No.	自動車登録番号 又は 車両番号				車台番号	自動車の種別	
						一般/特定貨物自動車	貨物軽自動車
例	千葉	100	あ	1111	ABC123-4567890	普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車 ・小型(二輪のみ)
1						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
2						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
3						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
4						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
5						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
6						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
7						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
8						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
9						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
10						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
11						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
12						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
13						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
14						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
15						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
16						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
17						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
18						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
19						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)
20						普通・小型(二輪以外)・大型特殊	／ 軽自動車・小型(二輪のみ)

給付対象車両一覧(軽自動車届出済証用)

事業者名:

一覧に記載のすべての車両について、自動車検査証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

✓	自動車検査証の項目	要件
	車両番号	千葉、成田、市川、船橋、習志野、袖ヶ浦、市原、松戸、野田、柏のいずれかである。
	届出年月日/交付年月日	令和4年10月1日以前である。
	用途	貨物又は特種である。
	自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状/備考	貨物輸送を目的としたものであり、かつ、被牽引車ではない。
	最大積載量	最大積載量が明示されている。
	所有者・使用者の氏名又は名称	申請者と同一である。

No.	車両番号				車台番号
例	千葉	100	あ	1111	ABC123-4567890
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式第4号（第6条）

誓約書

私は、千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・ 給付要件を満たしています。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・ 千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金の給付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金給付要綱第3条第3項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・ 千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあつた場合は、これに応じます。
- ・ 給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・ 国の行政機関（国の行政機関から委託を受けた者を含む）が支援金等の給付要件の該当性等を審査するために必要な場合であつて、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該行政機関の求めに応じて千葉県が提供することに同意します。
- ・ 本支援金の申請に係る書類及び関係する帳簿並びに全ての証拠書類を今後5年間保存することを承諾します。

以上

令和 年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名称

代表者名



役員等名簿

番号	商号又は名称(半加)	商号又は名称(漢字)	氏名(半加)	氏名(漢字)	生年月日			性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MISH	年	月 日			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の回体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の回体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、給付を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の回体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該回体の経営に関与している者又は当該回体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該回体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請又は執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

様式第6号(第8条)

千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金 申請取下書

令和 年 月 日

(提出先)

千葉県知事 熊谷 俊人 様

(申請者) 〃

所在地 :

企業等名称 :

代表者職・氏名 :

㊦

令和 年 月 日付けで提出した「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金申請書」については、下記理由により取下げます。

記

取下げ理由 :